県道仙台館腰線道路改良工事（宮城県名取市植松字錦田地内から同県同市字錦田及び字宿前地内まで）及びこれに伴う農業用道路及び農業用水路付替工事並びにこれらに伴う附帯工事に係る事業認定理由

平成１６年３月１９日に宮城県より申請のあった県道仙台館腰線道路改良工事（宮城県名取市植松字錦田地内から同県同市字錦田及び字宿前地内まで）及びこれに伴う農業用道路及び農業用水路付替工事並びにこれらに伴う附帯工事（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

１　土地収用法第２０条第１号の要件への適合性について

本件事業のうち、県道仙台館腰線道路改良工事（以下「本体工事」という。）は、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する工事であり、土地収用法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体工事の施工により従来の機能の維持が困難となる農業用道路及び農業用水路付替工事（以下「関連工事」という。）は、同条第５号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路、用水路に関する事業に該当する。

さらに、本体工事に伴う附帯工事は、本体工事の一部である道路側溝設置工事の施工に必要な床堀工事であり、本体工事に欠くことのできないものであることから、同条第３５号に掲げる施設に関する事業に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第２０条第１号の要件を充足すると判断される。

２　土地収用法第２０条第２号の要件への適合性について

本件事業は、県道仙台館腰線（以下「本路線」という。）における宮城県名取市愛島笠島字一本木地内から同県同市植松字錦田地内までの延長３，７１０ｍの区間（以下「本件区間」という。）に係る改築事業であるところ、本路線は、道路法第７条の規定により宮城県知事が県道に認定した路線であり、宮城県は、同法第１５条の規定により本路線の道路管理者であることから、宮城県は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第２０条第２号の要件を充足すると判断される。

３　土地収用法第２０条第３号の要件への適合性について

（１）申請事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業における本件区間は、西部丘陵地の新住宅造成地、県道仙台岩沼線（以下「仙台岩沼線」という。）、東日本旅客鉄道株式会社東北本線（以下「ＪＲ東北本線」という。）館腰駅、一般国道４号、仙台東部道路及び仙台国際空港間を有効かつ機能的に結ぶ基軸幹線道路として増大する交通需要に対処し、総合交通ネットワーク機能を構築し、地域経済の発展に寄与することを目的とする、道路構造令（昭和４５年政

令第３２０号）第４種第１級の規格に基づく延長３，７１０ｍの４車線道路を建設する事業である。

現在、本件区間に接続する、都市計画道路箱塚中田線（以下「箱塚中田線」という。）の整備も進められており、今後、仙台岩沼線及び箱塚中田線から、一般国道４号（名取市植松地内）及び仙台東部道路並びに仙台国際空港等のある東部地区への交通量が特に増大することが予想される。

仙台岩沼線及び箱塚中田線と一般国道４号を結ぶ主な道路としては、本件区間におおむね並行する県道愛島名取線があるが、その現状は、住宅及び店舗等が密集しており、屈曲部が多い幅員狭小な２車線道路である。そのため、道路拡幅事業等を行うには、移転家屋等が多大となり、地域住民への影響が大きく、困難な状況にある。仙台東部道路の供用開始や仙台空港の国際化に伴う自動車交通量の増加等により、慢性的な交通混雑や交通事故の発生等問題が生じ、主要幹線道路及び生活道路としての機能が著しく損なわれている。本件区間の近辺にある調査地点（一般国道４号名取市植松地内）の交通量は、平成１１年度の全国道路交通情勢調査によると、３９，７４１台／１２時間にのぼり、混雑度は１．１６に達しており、交通混雑が著しく、渋滞が発生している状況である。

本件事業の施行により、仙台岩沼線及び箱塚中田線から、一般国道４号及び仙台東部道路を結ぶ総合交通ネットワーク機能が構築され、今後さらに増大する交通量に対して、安全かつ円滑な交通が確保される。また、仙台国際空港に向かうアクセス機能が強化されることにより、移動時間が短縮されるなど、仙台国際空港の定時制の確保が容易になるとともに、仙台都市圏における陸上輸送量の増強、所要時間の短縮等が図られ、地域の経済産業の発展に寄与するものと認められる。

加えて、名取市市街地を通過し、一般国道４号及び仙台国際空港等の東部地区へ向かう自動車交通が、通過交通と生活交通に分散が図られ、本件区間周辺の交通渋滞の緩和及び住民の生活道路としての安全性が向上し、本件区間周辺で多発している事故の防止にも寄与するものと認められる。

なお、本件事業は、昭和６０年９月１０日に都市計画決定し、平成４年６月９日に都市計画変更された事業であり、事業計画の基本的内容は当該都市計画道路館腰愛島線と整合しているものである。

以上のとおり、本件事業の施行により、得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

（２）申請事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第８１号）及び宮城県環境影響評価条例（平成１０年条例第９号）により、環境影響評価が義務付けられた事業には該当しない。

しかしながら、起業者は、仙台空港アクセス鉄道事業整備事業環境影響調査書等の既存文献をもとに、起業地において動植物調査を実施しており、本件起業地内において、いわゆる「レッドデータブック」（環境庁編集）で絶滅危惧種とされている貴重な動植物は確認されていない。また、起業者は、本件事業による動植物への影響は少

ないとの専門家からの意見を得ていることから、動植物等への影響は小さいと判断できる。

また、起業者は本体工事施工時に、低騒音型、排出ガス対策型建設機械を使用し、騒音・排出ガスを抑制する対策を講じていること、本件事業は、市街化区域を外したバイパスとしたため、本件事業地から平面上における住居地域までの最短離隔距離は約１３０ｍとなっており、盛土構造を基本とし、ＪＲ東北本線及び一般国道４号とは立体交差とし、その継手材料にゴムを使用すること等により、渋滞の緩和と排気ガスや騒音・振動の軽減が図られるよう計画されていることから、生活環境に与える影響は少ないものと考えられる。

さらに、埋蔵文化財包蔵地の存否について、起業者が名取市教育委員会に確認を依頼したところ、同委員会から本件事業地内には埋蔵文化財包蔵地が存しないとの回答を得ている。

以上を勘案すれば､本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

（３）比較衡量

（１）で述べた得られる公共の利益と（２）で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が、失われる利益に優越すると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地収用法第２０条第３号の要件を充足すると判断される。

４　土地収用法第２０条第４号の要件への適合性について

（１）申請事業を早期に施行する必要性

本件事業は、西部地区の住宅地造成事業や仙台国際空港周辺地区の土地区画整理事業の進展に伴う人口の増加が予想され、仙台東部道路及び仙台国際空港等総合交通ネットワーク整備の進展により、自動車交通量が今後増大することが予想されることから、増大する交通需要に対処するため道路整備が急務となっている。

また、本件区間は、名取市周辺地域の経済活動を支える幹線道路であることから、本件区間の存する名取市長から本件事業の早期完成に関する要望もある。

以上を踏まえると、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

（２）起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、道路構造令等の規格に基づき必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

（３）収用し又は使用する公益上の必要性

以上にかんがみれば、本件事業は土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第２０条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

１から４までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第２０条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第２０条の規定に基づき、事業の認定をするものである。